

# 総合取引約款

## 第1章 総合取引

(約款の趣旨)

- 第1条 1. この約款は、お客さまと第一生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益権等（投資法人の投資証券を含む。）の取引、それに付随する業務に関する取扱い及び投資信託受益権振替決済口座に関する取扱等（以下「総合取引」といいます。）について、お客さまと当社との間の権利義務関係を明確にするための取り決めです。
2. この約款に別段の定めがないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に従います。
3. お客さまは、この約款の内容を十分に理解し、自らの判断と責任において当社との取引を行うものとします。

(総合取引の範囲)

- 第2条 お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。
- (1) 投資信託受益権等の取引
- (2) 前号に付随する取引
- (3) 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に定める投資信託受益権の振替決済口座における取引

(総合取引の申込み)

- 第3条 お客さまは、当社所定の「投資信託総合取引申込書 兼 振替決済口座開設申込書」（以下「総合取引申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当社に提出することによって総合取引を申込みものとし、当社がこれを承諾して所定の手続きを完了した場合に限り、総合取引を開始することができます。

(お届け)

- 第4条 お客さまには、前条の申込みにあたって、この約款に基づく総合取引に使用するためのお届け印を届け出させていただきます。

(総合取引の終了)

- 第5条 1. この約款に基づく総合取引は、次の各号のいずれかに該当したときに終了するものとします。
- (1) お客さまから総合取引の終了の申込みがあった場合
- (2) 当社が総合取引の取扱いを営むことができなくなった場合
2. 前項各号の場合で預り残高のあるときは、当社は原則として第12条第2号に定める方法により清算をいたします。

(申込事項の変更)

- 第6条 1. 改名、転居、お届け印の変更、第12条第2号に定める指定預金口座の変更など申込事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の書面にてお届けください。
2. 前項のお届けの際、住民票、印鑑証明書等当社が必要と認める書類をご提出いただく場合があります。
3. お客さまから第1項の届出がないため、当社からのお客さま宛ての通知若しくは送付書類その他のものが延着したり、又は到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。

## 第2章 商品等の取扱い

(取扱商品)

- 第7条 お客さまが当社で取引できる商品は、当社が定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品以外の商品の売買注文等の取引は一切できません。

(営業日)

- 第8条 この約款において「営業日」とは以下の各号以外の日を指します。
- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日
- (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 年末年始（12月31日から翌年1月3日まで）

(申込不可能日)

- 第9条 この約款において各取扱商品の「申込不可能日」とは、当該商品の定める当該商品の取得の申込み又は解約および買取請求（以下「解約等」といいます。）の実行請求をすることができない日のことをいいます。

(取得の申込み)

- 第10条 1. お客さまが当社に取扱商品の取得を申し込む際は、当社はお届け印の確認等、当社が定める相当の方法により確認することとします。
2. 取得の申込単位は、当社が定める申込単位とします。
3. 取得に際しては、各商品を取扱う投信委託会社の定める手数料又は当社が定める手数料を負担していただきます。
4. 申込代金の全部又は一部の支払いが銀行振込による場合には、お客さまの取得の申込みがあった日が以下の各号のすべてを満たすとき、その申込日当日に取得の手続きを行います。なお、以下の各号のいずれかが満たされない場合には、その申込日の翌営業日以降で最初に各号のすべてを満たす日に取得の手続きを行います。
- (1) 取得の申込みがその日の午後3時までに行われた場合
- (2) 取得の申込日までに当社で申込代金の入金確認ができた場合
- (3) 申込日が当社の営業日かつ当該商品の申込不可能日でない場合
5. 申込代金を預り金から充当する場合には、前項各号のうち第2号を除く要件を満たすとき、前項に準じて取得の手続きを行うものとします。
6. 大口取得の申込みに対しては、投資信託受益権等の財産資金管理を円滑に行うため、これを制限することがあり

ます。

(解約等の取扱い)

第 11 条 1. 取扱商品の解約等の取扱いは、次の各号のいずれかに該当する場合に行います。

- (1) お客さま又は当社が商品の解約等の実行を請求した場合
  - (2) 当社が商品の取扱いを営むことができなくなった場合
2. 前項各号の場合、当社は原則として次条第 2 号に定める方法により解約代金および譲渡代金（以下「解約代金等」といいます。）のお支払いをいたします。

(金銭の受渡清算方法)

第 12 条 金銭の受渡しの方法は以下の各号の通りとします。

- (1) 取得の申込代金の受渡しについては、当社の指定する銀行預金口座に電信扱いでお振り込みいただくことにより行います。この場合の振込手数料はお客さま負担とさせていただきます。
- (2) 解約代金等の受取りの場合における受渡しについては、お客さまの取引金融機関の預金口座をあらかじめ指定（以下「指定預金口座」といいます。）いただいたうえで、当該指定預金口座への振込みにより行います。お客さま以外の名義の口座への振込はできません。この場合の振込手数料は当社が負担いたします。
- (3) 解約代金等の受渡しは当社の窓口では行いません。
- (4) 振込の遅延等による損害については、当社に帰責事由のない限り、当社はその責を負いません。

### 第 3 章 累積投資の取扱い

(累積投資商品の申込み)

第 13 条 累積投資の取扱いにかかる取扱商品の取得の申込みにあたっては、お客さまより取得の申込みを受けて当社が取得の手続きを行った場合に、収益分配金の自動継続投資に関する累積投資契約の締結があったものとみなし、本章の規定を適用します。

(収益分配金の累積投資)

第 14 条 1. 本章の適用を受けた取扱商品において収益分配金の支払いがある場合には、当社は、お客さまに代わってこれを受領し、税金を差し引いた後でこれをお客さまの口座に繰り入れ、当該取扱商品と同一銘柄の証券の取得の手続きを行います。

2. 前項の場合、第 10 条の規定は適用がないものとし、取得の手続きは収益分配金の支払いがあった日に行います。ただし、第 10 条第 3 項については、取扱商品の定めるところにより適用する場合があります。

(MR F 累積投資口座の特則)

第 15 条 1. MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資口座を選択されたお客さまについて収益分配金、償還金、解約代金等の支払いがあるときは、お客さまから反対のお申し出がない限り、その支払いがあったときに MR F の取得の申込みがあったものとみなします。

2. MR F 累積投資口座を選択されたお客さまが取扱商品の取得のために金銭を支払った場合で、着金日から投資信託受益権等の受渡日まで 2 営業日以上あるときには、お客さまから反対のお申し出がない限り、その支払いがあったときに MR F の取得の申込みがあったものとみなします。

3. MR F 累積投資口座の選択の申込みは、お客さまが当社所定の様式により申込みをされ、かつ当社がこれを承諾した場合に限り行うことができます。

(毎日決算型の追加型公社債投資信託における特則)

第 16 条 毎日決算型の追加型公社債投資信託の取得の申込みに際し、申込日の翌営業日の前日の基準価額 (MM F (マネー・マネージメント・ファンド) 及び MR F において申込日の正午以前に申込金の支払いを受けたことを当社で確認できたときは、申込日の前日の基準価額) が当初設定時の 1 口の元本価額 (1 口 = 1 円) を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額 (営業日の前日の基準価額) が当初設定時の 1 口の元本価額 (1 口 = 1 円) に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、受益権をお客さまに代って取得します。

### 第 4 章 投信積立サービスの取扱い

(指定銘柄)

第 17 条 1. 投信積立サービス（以下「本サービス」といいます。）によって取引できる商品は、取扱商品の中から当社が選定した銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

2. お客さまは、選定銘柄の中から一つ以上の銘柄を指定して（以下「指定銘柄」といいます。）申込みを行うものとします。

3. 指定銘柄の申込単位は、1 銘柄あたり 1 万円以上 1 円単位の金額とします。

(申込み方法)

第 18 条 1. 本サービスの申込みは、あらかじめ又は同時に第 3 条の総合取引を開始いただいたうえで、当社所定の「投信積立サービス申込書」と「預金口座振替申込書兼依頼書」をあわせてご提出いただくことにより行います。

2. 前項の書類の受付は毎月 25 日（休業日の場合は翌営業日）を締切日とし、前月の締切日の翌日から当月の締切日までに当社が受付けた申込みを、当月分の申込みとします。この場合、次条に定める振替は締切日の翌月から開始し、第 20 条に定める買付は締切日の翌々月から開始します。

(指定預金口座からの振替)

第 19 条 指定銘柄の取得のためにする申込代金の支払いは、お客さまが「預金口座振替申込書兼依頼書」で指定した金融機関の預金口座から、当社があらかじめ指定した収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といいます。）が原則として毎月 28 日（休業日の場合は翌営業日）に振り替えることにより行います。なお、「預金口座振替申込書兼依頼書」で指定する金融機関は、「総合取引申込書」の指定預金口座と同一とし、印鑑は各金融機関へのお届

出印によるものとします。

(買付時期及び価額)

- 第 20 条 1. 当社は、前条により振り替えた申込代金をもって振替月の翌月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に取得の手続きを行います。
2. 前項の取得にかかる申込価額は、当該取得の手続きを行った日を申込日とする当該指定銘柄が定める日の基準価額とします。
3. 第 1 項にかかわらず、指定銘柄の投資信託契約の委託者が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。

(本サービスの申込みの変更又は中止)

- 第 21 条 1. 本サービスの申込み内容の変更又は中止は、お客さまが「投信積立サービス申込書（新規・変更・中止）」により申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に行うことができます。また、再開する場合は新規としてお申込みいただきます。
2. 変更・中止の申込みは第 18 条第 2 項に準じて毎月 25 日（休業日の場合は翌営業日）を締切日とします。この場合、第 19 条の振替に関し、変更・中止は締切日の翌月から適用となりますので、締切日と同月の振替については変更・中止前のお申込み内容を適用いたします。同様に、第 20 条の買付に関し、変更・中止は締切日の翌々月から適用となりますので、締切日の翌月の買付は変更・中止前のお申込み内容を適用いたします。

(選定銘柄からの除外)

- 第 22 条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができますものとして。この場合、当社はお客さまに遅滞なく連絡するものとします。
- (1) 選定銘柄が償還されることとなった場合、若しくは償還された場合
  - (2) 選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
  - (3) その他当社が必要と認める場合

(預り金の取扱い)

- 第 23 条 当社は本サービスによってお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

## 第 5 章 雑 則

(免責事項)

- 第 24 条 当社は以下の各号の損害についてはその責を負いません。
- (1) 当社が、当社所定の書類に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行ったこと又は金銭を返還したことにより生じた損害
  - (2) 当社が、当社所定の書類に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行わなかったこと又は金銭をご返還しなかったことにより生じた損害
  - (3) 当社が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
  - (4) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き及び投資信託受益権振替決済口座に係る手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
  - (5) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
  - (6) お客さまが第 6 条の届出を行わなかったことにより生じた損害
  - (7) その他、当社の責めによらずに生じた損害

(本約款の変更)

- 第 25 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。

2019年6月15日